

岡地字第243号
令和3年5月27日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

財政援助団体所管課随時監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和2年9、10月実施財政援助団体所管課随時監査における指摘事項について、別紙のとおり改善措置を講じたので、地方自治法第199条の第14項の規定により通知します。

財政援助団体所管課随時監査の指摘事項の改善措置状況
(令和2年9, 10月実施分)

岡山っ子育成局 子育て支援部 地域子育て支援課
(岡山市新成人の集い実行委員会)

指摘事項

1 補助金の交付先における事務処理について

当実行員会において、以下のとおり改善を要する事項が認められましたので、必要な措置を講じるよう指導してください。

<岡山市新成人の集い実行委員会への指摘事項>

支出にあたり、支出伺書による決裁が行われておらず、領収書はあるものの購入した品目や数量が確認できないものが一部ありました。

また、実行委員会会則第7条第3項では「事務長は、実行委員会の事務及び会計を処理する。」となっていますが、実際は庶務（同第14条）である地域子育て支援課の担当者個人に任されておりました。

事務執行体制を再構築し、適正な事務が行えるようにしてください。

改善措置状況

財政援助団体監査により指摘された以降は、支出にあたり、支出伺書による決裁を行うこと、領収書について、但し書きの記載確認、明細の有無の確認を徹底するよう、岡山市新成人の集い実行委員会へ指導しました。なお、支出伺書及び領収書について適正に処理されていることを当課においても確認しました。

また、令和3年度より補助金を負担金に改めるとともに、岡山市新成人の集い実行委員会会則を改め、当課が実行委員会の事務局を担うこととし、適正な事務が行える体制に改めました。

今後も引き続き適正な事務執行に努めてまいります。